第九十四条第七項中「規定は、」を「規定は」に改め、「場合について」の下に「、第八条第二項の規定は規約型企業年金の事業主が行う第一項及び第四項の申請について」を加える。

第九十五条に次の一項を加える。

6　第八条第二項の規定は、第一項の申請について準用する。

第九十六条に次の一項を加える。

5　第八条第二項の規定は、第二項の申請について準用する。

第九十七条第二項中「規定は、」を「規定は」に改め、「場合について」の下に「、第八条第二項の規定は前項の申請について」を加える。

第百二十三条第七項中「第八十九条の規定」を「第八条第二項の規定は規約型企業年金の事業主が行う第一項の申請について、第八十九条の規定」に改める。

第百二十四条に次の一項を加える。

6　第八条第二項の規定は、第一項の申請について準用する。

第百二十五条の二第七項中「第八十九条の規定」を「第八条第二項の規定は規約型企業年金の事業主が行う第四項の申請について、第八十九条の規定」に改める。

第百二十六条に次の一項を加える。

6　第八条第二項の規定は、第三項の申請について準用する。

第百四十一条の次に次の一条を加える。

（資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法）

**第百四十一条の二**　令第九十一条の厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第一項各号に掲げる方法とする。この場合において、第八十七条の二第一項中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関」と読み替えるものとする。

第百四十二条第二項第三号中「前条第二項第二号」を「第百四十一条第二項第二号」に改め、同条第四項第三号中「前条第一項第二号」を「第百四十一条第一項第二号」に改める。

附則第二条を次のように改める。

（積立不足に伴う掛金の拠出についての経過措置）

**第二条**　事業年度の末日が平成二十九年三月三十日までの間における第五十八条第一号の規定の適用については、同号の表のうち次の表の上欄に掲げる字句を同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 六十分の一 | 事業年度の末日が平成二十五年三月三十日までの間 | 千五百分の十五 |
| | 事業年度の末日が平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十日までの間 | 千五百分の十七 |
| | 事業年度の末日が平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十日までの間 | 千五百分の十九 |
| 百五十分の一 | 事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日までの間 | 千五百分の二十一 |
| | 事業年度の末日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間 | 千五百分の二十三 |
| | 事業年度の末日が平成二十五年三月三十日までの間 | 零 |
| | 事業年度の末日が平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十日までの間 | 千五百分の二 |
| | 事業年度の末日が平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十日までの間 | 千五百分の四 |
| | 事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日までの間 | 千五百分の六 |
| | 事業年度の末日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間 | 千五百分の八 |
| 不足額に | 事業年度の末日が平成二十五年三月三十日までの間 | 不足額から最低積立基準額に〇・一〇を乗じて得た額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）に |
| | 事業年度の末日が平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十日までの間 | 不足額から最低積立基準額に〇・〇八を乗じて得た額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）に |